○農林水産省告示第千九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町別府字梅ノサコ四一〇、四一一、長岡郡大豊町岩原字宮ノ下一二五八の五、穴内字上栢ノ橋一七五〇から一七五三まで、三六一一の一、三六一一の二、三六一二の一、字下栢ノ橋一七五六、一七五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅ノサコ四一〇・字宮ノ下一二五八の五・字上栢ノ橋一七五〇・一七五三・三六一一の二・三六一二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五一、一七五二、三六一一の一、字下栢ノ橋一七五六・一七五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁並びに香美市役所及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町別枝字芭蕉ケサコ七四五の一、二五三七の一、二二〇二の一、下名野川字コヲナロ一一〇一の一、一一〇二の一、大平字ヲソフキ四二五の一二、四二五の三一、四二五の三八、四二五の三九、四二五の四三、四二五の六三、四二五の六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字芭蕉ケサコ二五三七の一・字コヲナロ一一〇一の一・一一〇二の一・字ヲソフキ四二五の三一・四二五の三八・四二五の三九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四二五の六三、四二五の六四

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町立川上名字ジンノ一六二二の五（次の図に示す部分に限る。）、字カシズカ一六二三の七・一六二三の九・一六二三の一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六二三の八、一六二三の一一、字コヤノモト一六四二の一〇、一六四二の一二、字ヨコアレ一六七四の一一・一六七五の一六・一六七五の一七・一六七五の二九・一六七五の三〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字カシヤマグチ一六八一の二三、一六八一の二五、一六八一の二七、字ヲグルス一六八五の二〇、一六八五の二三、一六八五の二五、一六八五の三六、一六八五の三七、一六八六の五、字カゲム子一七〇四の六、一七〇四の一二、一七〇五の四六、一七〇五の四七、一七〇五の五四、字ヒガシサコ一七一七のイ、一七一七の二、字マツノサコ一八三七の一六、一八三七の五五、一八三七の七六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県南国市黒滝字トンバガナロ二二、二三の一、三一七、三一八の一、三一九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び南国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町仲洞四三九三の一、四万十市西土佐芽生字向山三二一の一、三二一の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに四万十市役所及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二十一条の規定による届出があったので、同法第四十六条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年十月六日　経済産業大臣　枝野　幸男

㈠　国内登録検査機関の名称　株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ

㈡　特別特定製品の区分　携帯用レーザー応用装置及び浴槽用温水循環器

㈢　追加する事務所の名称及び所在地　株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　東京本社（東京都千代田区丸の内一丁目八番三号　丸の内トラストタワー本館六階）

㈣　変更年月日　平成二十三年十月六日